

○情報通信技術分科会における委員会の設置

平成十三年一月十七日

情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号

(平成十三年三月二十八日一部改正)
 (平成十三年五月二十八日一部改正)
 (平成十三年六月二十五日一部改正)
 (平成十三年九月二十五日一部改正)
 (平成十三年十月二十二日一部改正)
 (平成十四年一月二十八日一部改正)
 (平成十四年三月二十二日一部改正)
 (平成十四年五月七日一部改正)
 (平成十四年六月二十四日一部改正)
 (平成十四年八月七日一部改正)
 (平成十四年九月三十日一部改正)
 (平成十五年一月二十七日一部改正)
 (平成十五年三月十九日一部改正)
 (平成十五年四月二十一日一部改正)
 (平成十五年六月二十五日一部改正)
 (平成十五年九月三十日一部改正)
 (平成十五年十月二十九日一部改正)
 (平成十六年六月三十日一部改正)
 (平成十六年七月二十九日一部改正)
 (平成十六年十一月二十九日一部改正)
 (平成十七年三月三十日一部改正)
 (平成十七年十月十二日一部改正)

(平成十七年十月三十一日一部改正)
 (平成十八年一月二十三日一部改正)
 (平成十八年二月二十七日一部改正)
 (平成十八年三月二十七日一部改正)
 (平成十八年七月二十日一部改正)
 (平成十八年九月二十八日一部改正)
 (平成十九年八月二日一部改正)
 (平成二十年七月二十九日一部改正)
 (平成二十一年十二月十一日一部改正)
 (平成二十一年四月二十八日一部改正)
 (平成二十一年七月二十八日一部改正)
 (平成二十一年十月十六日一部改正)
 (平成二十二年九月十六日一部改正)
 (平成二十三年一月十八日一部改正)
 (平成二十三年二月十五日一部改正)
 (平成二十五年五月十七日一部改正)
 (平成二十七年一月二十一日一部改正)
 (平成二十八年十月十二日一部改正)
 (平成三十一年二月十三日一部改正)
 (令和六年七月二日一部改正)
 (令和七年二月十三日一部改正)

本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十条第七項の規定により、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設

置する。

一 名称及び所掌

- 1 放送システム委員会
放送システム及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）
第二十条の三第一項に規定する配信用設備に係る技術的条
件に関する事項
- 2 IPネットワーク設備委員会
電気通信ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に
係る技術的条件に関する事項
- 3 陸上無線通信委員会
移動通信システム及び固定通信システムに係る技術的条件
に関する事項
- 4 新世代モバイル通信システム委員会
新世代モバイル通信システムに係る技術的条件に関する事
項
- 5 航空・海上無線通信委員会
航空無線通信の技術的諸問題及び海上無線通信システムの
技術的条件に関する事項
- 6 衛星通信システム委員会
衛星通信システムに係る技術的条件に関する事項
- 7 電波利用環境委員会
電磁波が電子機器や人体に及ぼす影響に関する事項
- 8 技術戦略委員会
ICT分野における重点研究開発分野及び重点研究開発課
題並びに研究開発、成果展開、産学官連携等の推進方策に関
する事項

9 電波有効利用委員会

社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進に関する事
項

二 組織等

- 1 分科会長の指名する委員及び専門委員
- 2 委員会に主査を置き、委員会に所属する委員及び専門委員の
うちから分科会長が指名する。
- 3 委員会の議事の手続、その他その運営に必要な事項は、主査
が定める。